

# 車両保険

ご自身 お車・物の補償

## 突然の事故、大切な自動車に万全な補償を!

### 補償の概要

盗難や偶然な事故などによるご契約の自動車の損害に対して保険金をお支払いします。

### 補償範囲

事故例	火災・台風など										
	他の自動車との衝突	盗難	火災・爆発	台風・竜巻・洪水・高潮	落書・いたずら	物の飛来・落下	電柱・ガードレールに衝突	単独事故 自転車との衝突・接触	墜落・転覆	あて逃げ	地震・噴火・津波
ご契約タイプ											
一般条件	○	○※3	○	○	○	○	○	○	○	○	×※4
車対車・限定危険※1	○※2	○※3	○	○	○	○	×	×	×	×	×

- ※1 「車対車事故・限定危険特約」を付帯した車両保険をいいます。
- ※2 「相手自動車(契約自動車と所有者が異なる自動車に限り。)」および「その運転者または所有者」が確認された場合に限り補償します。
- ※3 「車両盗難対象外特約」が付帯されている場合は補償されません。
- ※4 「地震・噴火・津波車両全損時一時金特約」を付帯することにより、ご契約の自動車に損害が生じ所定の状態になった場合に、一時金をお支払いします。(詳しくはP⑩)

### お支払いする保険金

ケース	お支払いする保険金
全損の場合 (修理できない場合、または修理費が 車両保険金額以上となる場合)	ご契約時にお決めいただいた自動車の車両保険金額(協定保険価額)をお支払いします。また、全損時諸費用保険金として、車両保険金額の10%(20万円限度)または10万円のいずれか高い額をお支払いします。
分損の場合 (全損以外の場合)	損害額から自己負担額を差し引いた金額をお支払いします。

ご注意 ご契約者または被保険者が、所定の費用(ご契約の自動車が走行不能となった場合に必要な運搬費用、応急処置費用または引取費用など)を支出した場合は、その費用の実費を、1事故につき合計で15万円を限度に、車両保険金とは別にお支払いします。ただし、その費用について、付帯された特約の保険金がお支払われる場合を除きます。

★保険金をお支払いすることができない主な場合など詳しくはP⑫をご確認ください。

### ご契約方法

#### 1 車両保険金額

ご契約の自動車の用途車種、車名、型式、仕様および初度登録年月(または初度検査年月)をご確認いただき、「自動車保険車両標準価格表」などに掲載の価格の範囲で、車両保険金額を5万円単位でお決めいただけます。

※車対車自己負担なし特約を付帯することができます。

車両保険に自己負担額が設定されている場合でも、相手自動車(契約自動車と所有者が異なる自動車に限り。との衝突・接触事故に限り、自己負担額をなしとする特約です。ただし、「相手自動車」および「その運転者または所有者」が確認された場合に限り。

ご注意 ご契約期間が1年超の長期契約の場合は、保険年度ごとに車両事故の回数を数えます。

#### 2 自己負担額

車両保険の自己負担額を下表の中からお選びいただけます。

定額方式 (車両事故回数にかかわらず)	増額方式 (車両事故1回目) (車両事故2回目以降)	
	0万円	0万円
3万円※	3万円	10万円
5万円※	5万円	10万円
10万円※		

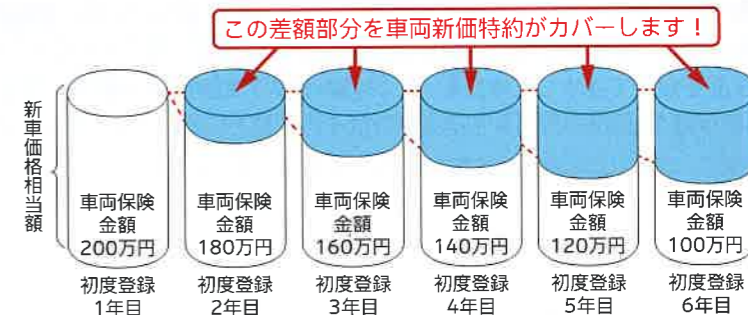
## 事故で自動車が大破! 買い替えて、また新車に乗りたい! そんなときには...

### 車両新価特約 + オプション

ご契約の自動車が全損になった場合、または修理費が新車価格相当額の50%以上※となった場合、実際にかかる自動車の再取得費用(車両本体価格+付属品+消費税)または修理費について、新車価格相当額を限度にお支払いする特約です。

また、所定の要件を満たす場合は、再取得時諸費用保険金として新車価格相当額の20%(40万円限度)または20万円のいずれか高い額をお支払いします。

※内外装・外板部品以外の部分に著しい損傷が生じた場合に限り。



- ご注意
- 盗難による損害はこの特約の対象外です(盗難後にご契約の自動車が発見された場合は対象となります。)
  - 事故発生日の翌日から起算して1年以内に代替の自動車を再取得またはご契約の自動車を修理された場合に限り。
  - この特約は、次の条件をすべて満たす場合に限り、付帯することができます。
    - ・車両保険を適用したご契約であること。
    - ・新車価格相当額が車両保険金額の2倍以下の金額であること。
    - ・満期日の属する月が初度登録年月(または初度検査年月)の翌月から起算して73か月以内であること。



### 車両新価特約を付帯いただくと、こんなメリットがあります!

例 2年前に購入した自動車を運転中に自損事故を起こしてしまった場合... 損害の額(修理見積り) 120万円 新車価格相当額 200万円

#### 車両新価特約ありの場合

損害の額(修理費等)が新車価格相当額の50%以上(本例では100万円以上)のため、新車に買い替える場合には、240万円を保険金としてお支払いします。

200万円 新車価格相当額 (車両本体価格+付属品+消費税) + 40万円 再取得時諸費用保険金

安心して新車に買い替えることができます!

#### 車両新価特約なしの場合

損害の額 120万円 を 車両保険金としてお支払いします。

同等クラスの新車に買い替える場合、80万円以上の自己負担額が発生します。

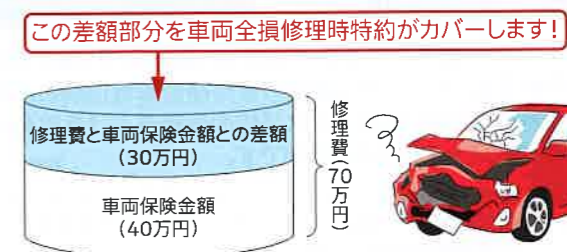
## 事故で修理費が高額!

だけど、愛着のある自動車を修理して乗り続けたい! そんなときには...

### 車両全損修理時特約 + オプション

車両保険金のお支払いの対象となる事故において、修理費が協定保険価額を超過した場合は、超過した修理費について50万円を限度にお支払いする特約です。

- ご注意
- 事故発生日の翌日から起算して1年以内に修理された場合に限り。
  - この特約は、ご契約期間の初日の属する月が初度登録年月(または初度検査年月)の翌月から起算して25か月を超える場合に付帯することができます。



車両保険では補償されない地震・噴火・津波による損害が心配! そんなときには…

**地震・噴火・津波車両全損時一時金特約** + オプション

地震・噴火・津波により、ご契約の自動車のフレーム、サスペンション、原動機などに所定の損害が生じた場合やご契約の自動車が発見されなかった場合、運転席の座面を超えて浸水した場合などに、地震・噴火・津波車両全損時一時金として50万円(車両保険金額が50万円を下回る場合はその金額とします。)をお支払いする特約です。

**ご注意** この特約は、車両保険の種類が「一般条件」のご契約に付帯することができます。

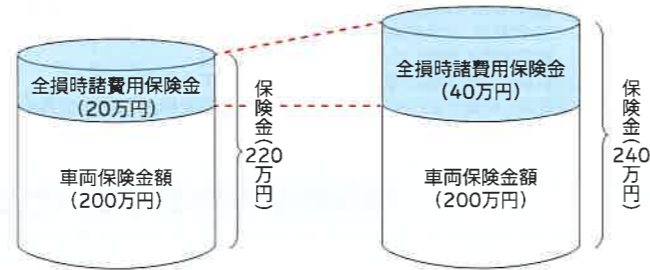


事故で自動車が全損! 買い替えるための諸費用を手厚く補償したい! そんなときには…

**全損時諸費用再取得時倍額特約** + オプション

ご契約の自動車が全損となった場合で、代替自動車を取得されたときは、車両保険の全損時諸費用保険金を倍額にしてお支払いする特約です。

- ご注意**
1. 事故発生日の翌日から起算して1年以内に代替の自動車を再取得された場合に限り、
  2. 全損時、中古車を再取得する場合を中心に、買替諸費用<sup>※</sup>が20万円を超えるケースが生じています。手厚い補償が必要な場合は「全損時諸費用再取得時倍額特約」のご加入をご検討ください。  
<sup>※</sup>買替諸費用は再取得する自動車の状態や中古車販売店により変動します。



自動車が故障! 修理費が高額かも…そんなときには…

**故障運搬時車両損害特約** + オプション

ご契約の自動車が故障により走行不能となり、レッカーけん引された場合に、ご契約の自動車の故障損害に対して、協定保険価額または100万円のいずれか低い額を限度に保険金をお支払いする特約です。ただし、ご契約の自動車をレッカーけん引することについて、損保ジャパン日本興亜へ事前連絡した場合に限り、

- ご注意**
1. この特約は、次の条件をすべて満たす場合に限り、付帯することができます。  
 ・車両保険を適用した自家用乗用車(普通・小型・軽四輪)のご契約であること。  
 ・ご契約期間の初日の属する月が「初度登録年月(または初度検査年月)の翌月から起算して60か月以上であること。
  2. 車両保険の自己負担額を設定されている場合でも、この特約により保険金をお支払いするときは、自己負担額を差し引きません。
  3. 自動車検査証に記載された有効期限の満了する日の翌日以後に発生した故障損害または法令上の定期点検を実施していないことに起因する故障損害は補償されません。
  4. 自動車販売店等が提供している延長保証契約に加入されている場合、補償内容が重複する可能性がありますので、ご契約前に延長保証契約の内容をご確認ください。
  5. ご契約の自動車をレッカーけん引することについて、損保ジャパン日本興亜へ事前連絡した場合に限り、保険金をお支払いします。



お客さまに過失がない場合、車両保険を使っても等級がダウンしないので安心!

**無過失事故の特典** 自動セット

相手自動車(契約自動車と所有者が異なる自動車に限り、)または他物との衝突・接触事故による車両保険金のお支払いについて、次のいずれかの条件に該当する場合など一定の条件を満たすときは、損保ジャパン日本興亜と締結する次契約の等級および事故有係数適用期間を決定するうえで、その事故がなかったものとして取り扱う特約です。

- ① 相手自動車の「追突」、「センターラインオーバー」、「赤信号無視」または「駐停車中のご契約の自動車への衝突・接触」による事故に該当し、かつご契約の自動車の運転者および所有者に過失がなかったと損保ジャパン日本興亜が判断した場合
- ② 相手自動車との衝突・接触事故の発生に関して、ご契約の自動車の運転者および所有者に過失がなかったことが確定した場合
- ③ ご契約の自動車の欠陥・第三者による不正アクセス等に起因する他物との衝突・接触事故が発生し、かつご契約の自動車の運転者および所有者に過失がなかったことが確定した場合

**ご注意** ①、②については「相手自動車」および「その運転者または所有者」が確認された事故に限り、



**その他** の補償(主な特約)

**事故や故障時のトラブルにも万全な補償を!**

ご契約の自動車が修理中! その間レンタカーを借りたい! そんなときには…

**代車等諸費用特約(30日型)** + オプション

ご契約の自動車が、ロードアシスタンス特約のお支払いの対象となる事故、故障またはトラブルにより走行不能となり、レッカーけん引された場合<sup>※1</sup>に、被保険者が負担された次の所定の費用をお支払いする特約です。なお、事故の場合は、代車費用保険金は、走行不能とならないときもお支払いの対象となります。

費用保険金	補償範囲			
	レッカーけん引あり		レッカーけん引なし	
	事故	故障	事故	故障
代車費用	○	○	○	×
宿泊費用	○	○	×	×
移動費用	○	○	×	×
引取費用	○	○	×	×



- 代車費用<sup>※2</sup>**  
1事故につき1日あたりの代車費用の額<sup>※3</sup>に、代車の利用日数を乗じた額を限度とします。
- 宿泊費用**  
1事故1被保険者につき1万円限度
- 移動費用**  
1事故1被保険者につき2万円限度<sup>※4</sup>
- 引取費用**  
1事故につき15万円限度<sup>※5</sup>

- ※1** 法令上の走行不能時に自力でご契約の自動車を移動し、修理工場に入庫した場合を含みます。  
**※2** 修理などでご契約の自動車を使用できない期間など所定のお支払いの対象となる期間のレンタカー費用がお支払いの対象となります。  
 ただし、損保ジャパン日本興亜の指定するレンタカー事業者のレンタカーを利用した場合に限り、なお、お支払いの対象となる期間は「レンタカーのご利用開始日からその日を含めて30日」を限度とし、事故発生日などの翌日から起算して1年以内に限り、  
**※3** 保険証券(または保険契約継続証)記載の保険金額を限度とします。  
**※4** タクシー・レンタカーを利用した場合は1事故1台につき2万円限度となります。  
**※5** 修理工場などへご契約の自動車を引き取るために要した往路1名分の交通費に限りお支払いの対象となります。

**ご注意** この特約により「ロードアシスタンス」の「宿泊移動サポート」のサービスメニューをご利用いただけます。詳しくは「ご契約のしおり(約款)」に記載のロードアシスタンス利用規約をご確認ください。

**代車費用の補償日数短縮特約(15日型)** + オプション

代車等諸費用特約(30日型)の代車費用保険金のお支払い対象となる期間を「レンタカーのご利用開始日からその日を含めて15日」に短縮する特約です。

- ご注意**
1. 事故発生日などの翌日から起算して1年以内の期間に限り、
  2. 宿泊費用保険金、移動費用保険金、引取費用保険金は、代車等諸費用特約(30日型)に定められた基準に従い、保険金をお支払いします。

もしもの時の事故対応や、日頃安全運転ができていないか心配! そんなときには…

**ドライブレコーダーによる事故発生時の通知等に関する特約** + オプション

ご契約の自動車に搭載されたドライブレコーダー<sup>※</sup>が事故による衝撃を検知したことにより信号を発した場合、損保ジャパン日本興亜がそれを受けて事故の事実を確認したときは、普通保険約款に定める「事故発生時の通知義務」が履行されたこととみなすことなどを定める特約です。なお、この特約を付帯したご契約には、安全運転支援サービス「DRIVING!(ドライビング!)」が提供されます。

<sup>※</sup>損保ジャパン日本興亜から貸与する当社オリジナルドライブレコーダーに限り、

- ご注意**
1. ご契約期間が3年以内のご契約に限り付帯することができます。
  2. ご契約者が携帯電話(サービス利用可能なブラウザ機能、ショートメッセージサービス機能およびALSOKかけつけ安心サービスをご利用の場合は、GPS機能付の携帯電話に限り、)を所有していない場合は、この特約を付帯することはできません。また、運転候補者を追加登録する場合についても、同様の条件を満たした携帯電話を所有している必要があります。
  3. ドライブレコーダーは、電源供給のためにご契約の自動車のシガーソケットを使用します。シガーソケットが使用できない場合、この特約を付帯することはできません。

